

(様式1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市新市建設計画一部変更行政案
意見募集の趣旨	<p>平成30年4月25日付で「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債を起債することができる期間が延長されました。本市においては、「桐生市公共施設等総合管理計画」を踏まえた市有施設の整備等について、引き続き合併特例債を活用することも視野に入れておく必要があることから、現在策定中の「(仮称)次期桐生市総合計画」と整合性を持たせながら、合併後の一体的なまちづくりをより効果的に推進し、本市の更なる発展に寄与するため、新市建設計画を変更します。</p> <p>新市建設計画の変更にあたり、一部変更行政案について広く市民に情報を提供し、市民の意見を反映したより良い計画とするため、桐生市市民の意見提出手続を実施します。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和元年11月1日(金)～令和元年12月2日(月)
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください(「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください)。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください(案全般に係る意見の場合はこの限りではありません)。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出・・・桐生市役所3階企画課へ提出してください(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所企画課あて送付してください。(3) ファクシミリ・・・0277-43-1001へ送信してください。(4) 電子メール・・・kikaku@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	<ul style="list-style-type: none">・桐生市新市建設計画一部変更行政案 概要・桐生市新市建設計画(案) 新旧対照表
担当	総合政策部 企画課 企画担当 電話 0277-46-1111 (内線 576)
備考	<ul style="list-style-type: none">・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた方の氏名等の

	<p>個人情報公表しません。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。
--	---